

(要件)
第二十五条 (略)

(公益事業及び収益事業)

第二十六条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 (略)

(住所)

第二十七条 (略)

(登記)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

(準用規定)

第二十九条 (略)

(所轄庁)

第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

一 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてそ

(要件)
第二十四条 (略)

(公益事業及び収益事業)

第二十五条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 (略)

(住所)

第二十六条 (略)

(登記)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

(準用規定)

第二十八条 (略)

(所轄庁)

第二十八条の二 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

一 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてそ

の行う事業が当該指定都市の区域を越えないもの及び第百七条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

二 (略)

2 (略)

(申請)

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一 九 (略)

十 (略)

十一 十四 (略)

2 (略)

3 第一項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

4 (略)

(認可)

第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(定款の補充)

の行う事業が当該指定都市の区域を越えないもの及び第七十四条第二項に規定する地区協議会である社会福祉法人 指定都市の長

二 (略)

2 (略)

(申請)

第二十九条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一 九 (略)

九の二 (略)

十 十三 (略)

2 (略)

3 第一項第十一号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

4 (略)

(認可)

第三十条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十四条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(定款の補充)

第三十三条 社会福祉法人を設立しようとする者が、第三十一条第一項第二号から第十四号までの各号に掲げる事項を定めず死亡した場合には、厚生大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

(成立の時期)

第三十四条 (略)

(準用規定)

第三十五条 (略)

(役員の定数、任期、選任及び欠格)

第三十六条 (略)

2 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一を超えて含まれることになつてはならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。

一 三 (略)

四 第五十六条第四項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(役員の欠員補充)

第三十七条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者が、第二十九条第一項第二号から第十三号までの各号に掲げる事項を定めず死亡した場合には、厚生大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

(成立の時期)

第三十二条 (略)

(準用規定)

第三十三条 (略)

(役員の定数、任期、選任及び欠格)

第三十四条 (略)

2 役員の任期は、二年をこえることはできない。但し、再任を妨げない。

3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一をこえて含まれることになつてはならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。

一 三 (略)

四 第五十四条第四項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(役員の欠員補充)

第三十五条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえる者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(理事の代表権)

第三十八条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもつて、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第三十九条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。

(監事の職務)

第四十条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 五 (略)

(監事の兼職禁止)

第四十一条 (略)

(評議員会)

第四十二条 (略)

2 評議員会は、理事の定数の二倍を超える数の評議員をもつて組織する。

3 (略)

(定款の変更)

第四十三条 (略)

2 第三十一条第四項の規定は定款の変更の認可の申請に、第三十二条の規定は定款の変更の認可にそれぞれ準用する。

(理事の代表権)

第三十六条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。但し、定款をもつて、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第三十七条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。

(監事の職務)

第三十八条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 五 (略)

(監事の兼職禁止)

第三十九条 (略)

(評議員会)

第四十条 (略)

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて組織する。

3 (略)

(定款の変更)

第四十一条 (略)

2 第二十九条第四項の規定は定款の変更の認可の申請に、第三十条の規定は定款の変更の認可にそれぞれ準用する。

3 (略)

4 第三十条第二項の社会福祉法人に係る前項の規定による届出は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県を經由して行わなければならない。

(会計)

第四十四条 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。

3 (略)

4 社会福祉法人は、第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(準用規定)

第四十五条 民法第五十五条から第五十七条まで（代表権の委任、仮理事、特別代理人）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第一項（裁判所の管轄）の規定は、社会福祉法人に準用する。この場合において、民法第五十五条中「定款、寄附行為又ハ總會ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「所轄庁（社会福祉法第三十条ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ）ハ利害関係人ノ請求ニヨリ又ハ職權ヲ以テ」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 第二十八条の二第二項の社会福祉法人に係る前項の規定による届出は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県を經由して行わなければならない。

(会計)

第四十二条 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常に、これを各事務所に備えて置かなければならない。

3 (略)

(準用規定)

第四十三条 民法第五十五条から第五十七条まで（代表権の委任、仮理事、特別代理人）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第一項（裁判所の管轄）の規定は、社会福祉法人に準用する。この場合において、民法第五十五条中「定款、寄附行為又ハ總會ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「所轄庁（社会福祉事業法第二十八条の二ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ）ハ利害関係人ノ請求ニヨリ又ハ職權ヲ以テ」と読み替えるものとする。

(解散事由)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

4 第三十一条第四項の規定は、第二項の規定による認可又は認定の申請に準用する。

(残余財産の帰属)

第四十七条 (略)

2 (略)

(合併)

第四十八条 (略)

(合併手続)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 第三十一条第四項の規定は合併の認可の申請に、第三十二条の規定は合併の認可にそれぞれ準用する。

第五十条 (略)

2 社会福祉法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十一条 (略)

(解散事由)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4 第二十九条第四項の規定は、第二項の規定による認可又は認定の申請に準用する。

(残余財産の帰属)

第四十五条 (略)

2 (略)

(合併)

第四十六条 (略)

(合併手続)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 第二十九条第四項の規定は合併の認可の申請に、第三十条の規定は合併の認可にそれぞれ準用する。

第四十八条 (略)

2 社会福祉法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

第四十九条 (略)

2 (略)

第五十二条 (略)

(合併の効果)

第五十三条 合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立した社会福祉法人は、合併によつて消滅した社会福祉法人の一切の権利義務(当該社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第五十四条 (略)

(準用規定)

第五十五条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十三条まで(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十六条から第三十七条まで及び第百三十八条(法人の清算の監督)の規定は、社会福祉法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁(社会福祉法第三十条ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ)」と読み替えるものとする。

(一般的監督)

第五十六条 (略)

2 5 (略)

2 (略)

第五十条 (略)

(合併の効果)

第五十一条 合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立した社会福祉法人は、合併によつて消滅した社会福祉法人の一切の権利義務(当該社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第五十二条 (略)

(準用規定)

第五十三条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十三条まで(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十六条から第三十七条まで及び第百三十八条(法人の清算の監督)の規定は、社会福祉法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁(社会福祉法第三十条ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ)」と読み替えるものとする。

(一般的監督)

第五十四条 (略)

2 5 (略)

6 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 (略)

(公益事業又は収益事業の停止)

第五十七条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 (略)
- 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
- 三 (略)

(助成及び監督)

第五十八条 (略)

2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

- 一 (略)
- 二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

6 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 (略)

(公益事業又は収益事業の停止)

第五十五条 所轄庁は、第二十五条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 (略)
- 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業以外の目的に使用すること。
- 三 (略)

(助成及び監督)

第五十六条 (略)

2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、左の各号に掲げる権限を有する。

- 一 (略)
- 二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

3 (略)

4 第五十六条第五項から第七項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。

(所轄庁への届出)

第五十九条 (略)

2 第四十三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第七章 社会福祉事業

(経営主体)

第六十条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

(事業経営の準則)

第六十一条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2 前項第一号の規定は、国又は地方公共団体が、その経営する社会福

3 (略)

4 第五十四条第五項から第七項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。

(所轄庁への届出)

第五十六条の二 (略)

2 第四十一条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第七章 社会福祉事業

(経営主体)

第四条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

【参考】

(事業経営の準則)

第五条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営する者は、左の各号に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確ならしめなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律により帰せられたその責任を他の社会福祉事業を営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2 前項第一号の規定は、国又は地方公共団体が、その経営する社会福

社事業について、福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を他の社会福祉事業を営業者に委託することを妨げるものではない。

(施設の設置)

第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 五 (略)

七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 (略)

3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十五条の規定により厚生大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一 五 (略)

5 (略)

6 都道府県知事は、前項の許可を与えるに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(変更)

第六十三条 (略)

社事業について、要援護者等に関する収容その他の措置を他の社会福祉事業を営業者に委託することを妨げるものではない。

(施設の設置)

第五十七条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、左の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 五 (略)

七 要援護者等に対する処遇の方法

2 (略)

3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号に掲げる事項の外、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十条の規定により厚生大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査する外、左の各号に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一 五 (略)

5 (略)

6 都道府県知事は、前項の許可を与えるに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を附することができる。

(変更)

第五十八条 (略)

2・3 (略)

(廃止)

第六十四条 第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて、社会福祉事業を営業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(施設の最低基準)

第六十五条 厚生大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。

2 (略)

(管理者)

第六十六条 (略)

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)

第六十七条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号並びに第六十二条第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申請書を当該

2・3 (略)

(廃止)

第五十九条 第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて、社会福祉事業を営業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(施設の最低基準)

第六十条 厚生大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに被援助者等に対する処遇の方法について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。

2 (略)

(管理者)

第六十一条 (略)

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)

第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に左の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号並びに第五十七条第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申請書を当該

都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十二条第四項各号に掲げる基準によつて、これを審査しなければならない。

5 第六十二条第五項及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(変更及び廃止)

第六十八条 (略)

(第二種社会福祉事業)

第六十九条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 (略)

(調査)

第七十条 (略)

(改善命令)

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者の施設が、第六十五条の最低基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を営業者に対し、同条の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若しくは

都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第五十七条第四項各号に掲げる基準によつて、これを審査しなければならない。

5 第五十七条第五項及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(変更及び廃止)

第六十三条 (略)

(第二種社会福祉事業)

第六十四条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十二条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 (略)

(調査)

第六十五条 (略)

(改善命令)

第六十六条 都道府県知事は、第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者の施設が、第六十条の最低基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を営業者に対し、同条の基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第六十七条 都道府県知事は、第五十七条第一項、第六十二条第一項若しくは第六十四条第一項の届出をし、又は第五十七条第二項若しくは

第六十七条第二項の許可を受けて社会福祉事業を經營する者が、第六十二条第六項（第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員^のの検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に關し不当に営利を圖り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を經營する者（次章において「社会福祉事業の經營者」という。）が、次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に關し不当に営利を圖り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止

第六十二条第二項の許可を受けて社会福祉事業を經營する者が、第五十七条第六項（第五十八条第三項及び第六十二条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条第二項の規定による条件に違反し、第五十八条第一項若しくは第二項、第六十三条若しくは第六十四条第二項の規定に違反し、第六十五条の規定による報告の求めに^に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員^のの検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に關し不当に営利を圖り、若しくは被^に援護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第五十七条第二項若しくは第六十二条第二項の許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第五十七条第一項若しくは第二項、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十四条第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に關し不当に営利を圖り、若しくは被^に援護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命じ、又はその停止を命ずることができ

を命ずることができる。

(寄附金の募集)

第七十三条 (略)

2 前項の許可には、募集の期間、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、条件を付することができる。

3 (略)

(適用除外)

第七十四条 第六十二条から第七十一条まで並びに第七十二条第一項及び第三項の規定は、他の法律によつて、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

第八章 福祉サービスの適切な利用

第一節 情報の提供等

(情報の提供)

第七十五条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス(社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。)を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができ、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要

る。

第六十八条 削除

(寄附金の募集)

第六十九条 (略)

2 前項の許可には、募集の期間、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、条件を附することができる。

3 (略)

(適用除外)

第七十条 第五十七条から第六十七条までの規定は、他の法律によつて、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

(利用契約の申込み時の説明)

第七十六条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

(利用契約の成立時の書面の交付)

第七十七条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生省令で定める事項

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の

実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(誇大広告の禁止)

第七十九条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第二節 福祉サービスの利用の援助等

(福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮)

第八十条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第八十一条 都道府県社会福祉協議会は、第八十条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

第八十二条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービ